

## 東京大学情報基盤センター データ科学研究部門 特任研究員公募

1. 職名 : 特任研究員 (常勤)
2. 募集人数 : 1名
3. 着任時期 : 令和5年4月1日以降 (決定後なるべく早い時期)
4. 契約期間 : 2年  
更新の有無 : 更新する場合がある。更新する場合は、1年ごとに行う。更新は、予算の状況、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上判断する。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は令和8年3月31日までとする。
5. 試用期間 : あり (採用された日から6ヶ月間)
6. 勤務地 : 東京大学情報基盤センター (千葉県柏市柏の葉6-2-3)
7. 研究分野 : データ科学、GIS、人文地理およびその関連分野。ヒューマンコンピュータインタラクション、参加型センシング、機械学習、
8. 担当業務 : 科学技術振興機構 (JST) 共創の場形成支援プログラム 「ビヨンド・“ゼロカーボン”を目指す” Co-JUNKAN” プラットフォーム研究拠点」プロジェクトにおいて、異なる世代や立場の多様な人々が互いに学びあうCo-learningの場を実現するための、多種の技術や知に関するデータへアクセスできる情報基盤「RE-CODE」の実装するための支援業務。
9. 勤務態様 : 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
10. 休日 : 土・日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)
11. 賃金等 : 年棒制を適用し、業績・成果手当を含めて月額35～50万程度 (資格・能力・経験等を勘案し決定)、通勤手当 (上限55,000円/月)
12. 加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格 :
  - プロジェクト進行管理の経験を有すること
  - 業務の遂行に必要な日本語読解能力及び日本語によるコミュニケーション能力を有していること。
14. 応募書類 :
  - 履歴書 ([http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html) の東京大学統一履歴書フォーマットを用いること)
  - 研究歴、研究業績リスト (主要論文の別刷を添付のこと)
  - 今後の研究計画 (A4版1枚以内)
  - 応募者について意見を求めることができる方2名の氏名、役職、連絡先
  -
15. 応募締切 : 令和5年2月27日 (月) 17:00 必着  
※ただし適任者が決まり次第応募を締め切ります。

16. 応募書類送付先 【応募方法】下記の JREC-IN Portal からの電子申請でのみ受け付けております。 <JREC-IN>URL

[https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?fn=3&id=D123010487&ln\\_jor=0](https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?fn=3&id=D123010487&ln_jor=0)

<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

※上記の JREC-IN ホーム画面から『求人公募検索』の『フリーワード検索』で『東京 大学 情報基盤センター』と入れていただいても検索できます。

※※JREC-IN では応募者の添付できる書類は 1 ファイルのみとなっているため、全ての応募書類を圧縮して1つの ZIP ファイルにさせていただくか、まとめて 1 つの PDF にし、応募して下さい。

17. 問合せ先

〒277-0882 千葉県柏市柏の葉6-2-3柏Ⅱキャンパス東京大学情報基盤センター

東京大学情報システム部情報戦略課総務チーム宛

電話：04-7133-4658

電子メール：[soumu-boshu@itc.u-tokyo.ac.jp](mailto:soumu-boshu@itc.u-tokyo.ac.jp)

18. 募集者名称 国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他 :
- 「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
  - 選考にあたり面接を行うことがあります。
  - 応募書類は返却しません。
  - 応募書類をこの目的以外で利用することはありません。
  - 適任者が決定次第応募を締め切ります。
  - 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。